

令和7年度鞍手町議会第3回定例会会議録（第4号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和7年6月17日 午前10時00分			的 野 信 之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和7年6月17日 午前10時42分			的 野 信 之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許 斐 英 幸	出	11	栗 田 美 和	出
	2	田 中 二 三 輝	出	12	西 藤 典 子	出
	3	星 正 彦	出	13	篠 原 哲 哉	出
	4	宇 田 川 亮	出			
	5	野 口 美 恵 子	出			
	6	新 谷 留 晴	出			
	7	的 野 信 之	出			
	8	石 井 大 輔	出			
	9	許 斐 潤 一 郎	出			
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	10	有 働 徳 仁	出			
	会議録署名議員	1	許 斐 英 幸	2	田 中 二 三 輝	

職務出席	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出	議 会 事 務 局 次 長	寺 本 理 恵	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出	副 町 長	折 尾 敬 敏	出
	教 育 長	外 園 哲 也	出	会 計 課 長	小 長 光 弘 平	出
	総 務 課 長	梶 栗 恭 輔	出	都 市 整 備 課 長	西 生 卓 矢	出
	福 祉 人 権 課 長	田 鶴 原 竜 二	出	ま ち づ く り 課 長	高 橋 奈 美 江	出
	税 務 保 険 課 長	石 田 克	出	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 田 隆 臣	出
	管 財 課 長	石 田 正 樹	出	上 下 水 道 課 長	神 谷 徹	出
	健 康 こ ど も 課 長	沼 野 葉 子	出	教 育 課 長	森 永 健 一	出
	住 民 環 境 課 長	大 村 俊 夫	出			
議事日程		別 紙 の と お り				
付議事件		別 紙 の と お り				
会議経過		別 紙 の と お り				

令和7年 第3回 鞍手町議会定例会議事日程

6月17日 午前10時開議

第4号

- 日程第1 議案第34号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第35号 鞍手町こども子育て基金条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第37号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第41号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第42号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第31号 専決処分の承認（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第32号 専決処分の承認（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第33号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第38号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第39号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第43号 財産の取得 (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第44号 財産の処分 (総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第40号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第1号） (総務文教委員長報告)
- 日程第14 意見書第1号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の期中改定、及び緊急財政支援措置を求める意見書
- 日程第15 閉会中の継続事件

令和 7 年 6 月 1 7 日 6 月定例会閉会。

~~~~~○~~~~~

—— 開議 10時00分 ——

## ○的野信之議長

これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりです。

日程第1、議案第34号から日程第5、議案第42号までの5件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

## ○篠原民生産業委員長

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第34号から議案第42号までの5件について、6月12日に当委員会で審査を行いましたので、一括して、その審査の経過と結果について報告いたします。

議案第34号専決処分の承認 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、7月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により所要の改正を行ったものについて、議会の承認を得るものであります。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、当局提案どおり、原案を賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第35号、鞍手町こども子育て基金条例は、こどもたちの穏やかな成長を図り、子育てを地域において支えあい、安心して産み育てられる環境づくりを進めるための基金を設置するにあたり、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、必要な事項を条例で制定するものであります。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。基金設置の必要性や将来的な運営に関して、懸念があるため、条例制定の必要性がないとの質疑がありましたが、当局提案どおり、原案を賛成多数で可決いたしました。

次に議案第37号、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から新たな被保険者証の発行が廃止されることに伴い、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、当局提案どおり、原案を全会一致で可決いたしました。

次に、議案第41号、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について、執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。本補正予算は、こども子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に係るもので、システム改修後のその運用、維持にかかるメンテナンス費用に関しても、何らかの財政支援を要望してほしいとの質疑がありましたが、当局提案どおり、原案を賛成多数で可決いたしました。

次に議案第42号、令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、執行部

同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、当局提案どおり、原案を賛成多数で可決いたしました。以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

**○的野信之議長**

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第３４号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第３５号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第３７号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第４１号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第４２号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

議案第３４号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第３５号について討論はありませんか。

**○的野信之議長 田中議員。**

**○２番（田中二三輝議員）**

議案３５号鞍手町こども子育て基金条例について、反対の立場で討論をいたします。本議案の提

案理由の説明にある内容は理解できないこともないが、本町では、目的が重複している基金や役割を終えた基金を整理した経緯があります。議案にある基金は、個人からの寄附金をその原資とするとのことであるが、今回の寄附金は稀なものであり、一過性なものであると考えられ、恒久的な基金運営がなされるとは考えにくい。また、当該基金の使用目的は決定しておらず、新たな基金設置の必要性を理解するに至らなかった。この寄附されたものについては、基金運営ではなく、早急にこどもたちのために使用すべきであるという考えのもと、反対の討論といたします。

○的野信之議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第37号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。

次に、議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。

次に、議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第34号、専決処分の承認、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第35号、鞍手町こども子育て基金条例を採決します。採決は電子表決システムにより行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し間違いはありませんか。なしと認めます。それでは、これをもって表決を終了します。表決の結果を申し上げます。

す。賛成４、反対８、よって、議案第３５号は否決されました。

次に、議案第３７号鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第３７号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４１号、令和７年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第１号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第４１号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４２号、令和７年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第１号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって、議案第４２号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第６、議案第３１号から日程第１２、議案第４４号までの７件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

#### ○新谷総務文教委員長

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第３１号から議案第４４号まで、７件について、６月１３日に当委員会で審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。

議案第３１号、専決処分の承認、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布、施行されることに伴い、関係条例の一部を専決処分により改正を行ったものについて、議会の承認を得るものであります。執行部から、議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。主だった質疑もなく、当局提案どおり、原案を賛成多数で承認されました。

次に、議案第３２号 専決処分の承認 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、刑法等の一部を改正する法律が令和４年６月１７日に公布され、令和７年６月１

日から施行されることに伴い、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることとなったため、鞍手町議会の個人情報の保護に関する条例のほか10条例の一部を令和7年4月1日付で専決処分により所要の改正を行ったものについて議会の承認を得るものであります。

執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、意見がありました。以上、審査した結果、賛成多数で承認されました。

次に、議案第33号 専決処分の承認 鞍手町税条例の一部を改正する条例は、令和8年度の個人住民税から、新たな所得控除として大学生年代を対象とした特定親族特別控除の創設等を内容とする、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令等が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、鞍手町税条例の一部を同年3月31日付けで専決処分により所要の改正を行ったものについて議会の承認を得るものであります。執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査しました。審査した結果、全会一致で承認されました。

次に、議案第38号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例は、統合小学校の建設に関し、剣南小学校の仮設校舎を別敷地に設置することに伴い、剣南小学校の位置に変更が生じることから、鞍手町立学校設置条例の一部を改正するものであります。執行部から議案書に基づき補足説明を受けました。その質疑の主なものとして、仮校舎への通学路や送迎に対して、引き渡しは7月19日行われ夏休みに引越作業を行う。また通学路については学校と調整を行ない6月末に保護者への通知を行うとの回答がありました。審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第39号 鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が施行され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されたことに伴い、鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するものであります。執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。その質疑応答の主なものとして、改正内容として実務経験年数が改正前と改正後では半減しているが工事を実施する上で大丈夫なのかとの質問に対し、給水人口が5万人以上の大規模事業者の場合は従来通りの実務経験数となるが、5万人以下は小規模事業者として、経験年数が半減している、また実務経験の対象者として考えられる職員はどのような方が対象となるのかという意見に対し、技術の知識が必要となるので工務系の職員が対象となるとの回答がありました。以上、審査した結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第43号 財産の取得は、鞍手町消防団第4分団消防ポンプ自動車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものであります。執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。慎重審議の結果、全会一致で可決いたしました。

次に、議案第44号 財産の処分は、鞍手インターチェンジ周辺開発区域内の土地を処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものであります。執行部からは、民間事業者である会社が予定建築物の用途をデータセンター及び店舗として報告があり、本年4月28日付けで、福岡県の許可を受けております。

議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、賛成多数で可決いたしました。  
以上を持ちまして、審査結果の報告を終わります。

#### ○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第31号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第33号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第38号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第39号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第43号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

次に、議案第44号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)



質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。  
議案第３１号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めますこれで討論を終わります。  
次に、議案第３２号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
次に、議案第３３号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めますこれで討論を終わります。  
次に、議案第３８号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めますこれで討論を終わります。  
次に、議案第３９号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めますこれで討論を終わります。  
次に、議案第４３号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
次に、議案第４４号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

なし。討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから採決を行います。

議案第３１号、専決処分の承認、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって、議案第３１号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第３２号、専決処分の承認 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第３２号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第３３号、専決処分の承認 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第３３号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第３８号、鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって、議案第３８号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第３９号鞍手町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって、議案第３９号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第４３号財産の取得を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本

案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号財産の処分を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第13、議案第40号を議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

#### ○新谷留晴総務文教委員長

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第40号について、6月13日及び本日17日に当委員会で審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。6月13日に議案第40号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第1号について、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査をいたしました。その質疑内容の主なものとして、議案質疑でもいろいろ意見も出てまいりましたが、町民の方から子育てについて使ってほしいとの寄附があったとして、基金を積み立てることは一過性であって、毎年一定の寄附があるとは言いがたい。ふるさと納税寄附金の使途においても子育て支援の寄附があり、そのすみ分けもしっかりしていないという状況の中、基金設置の目的が不明瞭である。子供たちのために使うことは賛成だが、わざわざこの100万円という額で、基金をつくるというのは疑問であるとの意見が出されました。審査した結果、基金に係る予算については、減額修正を行い、修正を除いたほかの予算については賛成ということで了承を得ました。修正案について作成を行い、本日委員会を再び再開して修正案について審査を行った結果、全会一致で修正案を可決しました。ここで修正案を配付いたします。

○的野信之議長 ここでしばらく休憩いたします。

—— 休憩 10時32分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 10時33分 ——

○的野信之議長 会議を再開します。総務文教委員長の説明を求めます。

○新谷留晴総務文教委員長

議案第40号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第1号の一部を次のように修正する。第1条

中、4億1,189万円を4億1,089万に改め、106億3,424万8,000円を106億3,324万8,000円と改める。提案理由、こども子育て基金積立金は、子育て支援に関する住民からの寄附を受けて創設されたものでありますが、その性質上、継続的、安定的な財源の確保が困難であり、毎年度にわたる一定の寄附額を前提とすることは実効的とは言えません。

また、ふるさと納税寄附金においても同様に、子育て支援を用途とした寄附が寄せられており、既存のふるさと応援基金との目的、運用における整合性が十分でない状況であります。このような状況を踏まえると新たに基金を設置することは、中長期的な計画性を欠き、財政運営の観点からも、慎重な検討を要するものと考えます。したがって、本基金の設置については再考されるべきと判断し、本修正案を提出するものであります。以上で報告終わります。

○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第40号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第40号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第1号を採決します。採決は電子表決システムにより行います。本案に対する委員長の報告は修正であります。まず修正案について採決します。本修正案について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し間違いはありませんか。それでは、これをもって表決を終了します。表決の結果を申し上げます。賛成8、反対4、よって議案第40号の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正議決した部分を除く原案について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し間違いはありませんか。それでは、これをもって表決を終了します。表決の結果を申し上げます。賛成9、反対3、よって修正議決した部分を除く原案は可決されました。次に進みます。

日程第14、意見書第1号を議題とします。提出者を代表して、6番議員、新谷留晴議員に趣旨説明をお願いします。

○6番（新谷留晴議員）

意見書第1号を提案いたします。医療機関の事業と経営維持のため診療報酬の期間期中改定及び緊急財政支援措置を求める意見書、別紙意見書案を提出する。令和7年6月17日提出、提出者鞍手町議会議員新谷留晴同じく篠原哲哉。提案理由、地方自治法第99条並びに、鞍手町議会会議規則

第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○的野信之議長

お諮りします。意見書第1号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、意見書第1号は質疑討論を省略します。これから採決を行います。意見書第1号、医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の期中改定及び緊急財政支援措置を求める意見書を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。日程第10号、閉会中の継続事件を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に送信しているとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。お諮りします。各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり継続審査することに決定しました。これをもって本日の日程は全部終了しました。これをもって令和7年第3回定例会を閉会します。いいですか。

—— 閉会 10時42分 ——

~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長                    的 野 信 之

議員                    許 斐 英 幸

議員                    田 中 二 三 輝